

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 定 本 和 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 3 日から 令和 8 年 9 月 9 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 0 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 1 7 日から 令和 8 年 9 月 1 8 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 1 2 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物 件 目 録

1 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目
212番地、210番地、211番地1、211番地
2

家屋 番号 212番

種 類 店舗

構 造 鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 486.71平方メートル
2階 189.00平方メートル

(現況)

種 類 店舗・工場・倉庫

工場抵当法第3条の目録外の機械器具等は別紙機械等目録記載のとおり

2 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目

地 番 210番

地 目 宅地

地 積 1502.44平方メートル

工場抵当法第3条の目録外の機械器具等は別紙機械等目録記載のとおり

3 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目
210番地、211番地、212番地

家屋 番号 210番

種 類 工場



物 件 目 録

構 造 重量鉄骨造スレート葺平家建

床 面 積 351.87平方メートル

(現況)

種 類 工場・事務所・居宅・物置

構 造 重量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 351.87平方メートル
2階 約103.68平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 便所

構 造 軽量鉄骨造スレート葺平家建

床 面 積 約4.00平方メートル

工場抵当法第3条の目録外の機械器具等は別紙機械等目録記載のとおり

4 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目

地 番 190番11

地 目 宅地

地 積 550.44平方メートル

工場抵当法第3条の目録外の機械器具等は別紙機械等目録記載のとおり



機械等目録

番号	名称	製造会社	個数	所有者	設置 時期	評価額	【写真】
1	めんばり機 edge bauder	marunaka VD-804	1	建物所有者	不明	不明	37
2	NCルーターマシーン R X	弥栄鉄工株式会社	1	建物所有者	不明	不明	38
3	インバーターパネルソー (3300mm)	田中機械工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	39
4	インバーターパネルソー (2400mm)	田中機械工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	40
5	ノコギリ台	東海制作株式会社	1	建物所有者	不明	不明	41
6	ノコギリ台	東海制作株式会社	1	建物所有者	不明	不明	42
7	圧縮機 mercury	横井工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	43
8	自動ブレナー	庄田鉄工株式会社	1	建物所有者	不明	不明	44
9	手押しカンナ板	有限会社南海鉄工所	1	建物所有者	不明	不明	45
10	ベルトサンダー	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	46
11	水平ボーリングマシーン	(不詳) 改造品	1	建物所有者	不明	不明	47
12	ロッキングマシーン	okayama fujiwara	1	建物所有者	不明	不明	48
13	卓上ボール盤	日立	1	建物所有者	不明	不明	49
14	水冷式エアコン	日立	1	建物所有者	不明	不明	50
15	パイプベンダー	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	51



番号	名称	製造会社	個数	所有者	設置 時期	評価額	【写真】
16	コンプレッサー	東芝	1	建物所有者	不明	不明	52
17	コンプレッサー	日立	1	建物所有者	不明	不明	53
18	コンプレッサー	日立	1	建物所有者	不明	不明	54
19	水抜き機 (コンプレッサーに連動)	orion	1	建物所有者	不明	不明	55
20	昇降盤	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	56
21	A T O式焼却炉	エーテオー株式会社	1	建物所有者	不明	不明	57
22	H I M A C焼却炉	ハイマック工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	57
23	集塵機(建物固定式)	大気テクノ株式会社	1	建物所有者	不明	不明	58



徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、**入札時に提出がないと無効**になります。また、**記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。**不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

物 件 明 細 書

令和 8年 6月25日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 定 本 和 也

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

北西角部分（現況調査報告書の土地建物位置関係図に「郵便ポスト」と記載のある部分、同報告書の写真3）につき、日本郵便株式会社が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。

【物件番号1～4】

物件番号2の上記部分を除いて、本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号210番の2）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目
212番地、210番地、211番地1、211番地
2

家屋 番号 212番

種 類 店舗

構 造 鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 486.71平方メートル
2階 189.00平方メートル

(現況)

種 類 店舗・工場・倉庫

工場抵当法第3条の目録外の機械器具等は別紙機械等目録記載のとおり

2 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目

地 番 210番

地 目 宅地

地 積 1502.44平方メートル

工場抵当法第3条の目録外の機械器具等は別紙機械等目録記載のとおり

3 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目
210番地、211番地、212番地

家屋 番号 210番

種 類 工場



物 件 目 録

構 造 重量鉄骨造スレート葺平家建

床 面 積 351.87平方メートル

(現況)

種 類 工場・事務所・居宅・物置

構 造 重量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 351.87平方メートル
2階 約103.68平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 便所

構 造 軽量鉄骨造スレート葺平家建

床 面 積 約4.00平方メートル

工場抵当法第3条の目録外の機械器具等は別紙機械等目録記載のとおり

4 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目

地 番 190番11

地 目 宅地

地 積 550.44平方メートル

工場抵当法第3条の目録外の機械器具等は別紙機械等目録記載のとおり



機械等目録

番号	名称	製造会社	個数	所有者	設置 時期	評価額	【写真】
1	めんばり機 edge bauder	marunaka VD-804	1	建物所有者	不明	不明	37
2	NCルーターマシン R X	弥栄鉄工株式会社	1	建物所有者	不明	不明	38
3	インバーターパネルソー (3300mm)	田中機械工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	39
4	インバーターパネルソー (2400mm)	田中機械工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	40
5	ノコギリ台	東海制作株式会社	1	建物所有者	不明	不明	41
6	ノコギリ台	東海制作株式会社	1	建物所有者	不明	不明	42
7	圧縮機 mercury	横井工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	43
8	自動プレナー	庄田鉄工株式会社	1	建物所有者	不明	不明	44
9	手押しカンナ板	有限会社南海鉄工所	1	建物所有者	不明	不明	45
10	ベルトサンダー	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	46
11	水平ボーリングマシン	(不詳) 改造品	1	建物所有者	不明	不明	47
12	ロッキングマシン	okayama fujiwara	1	建物所有者	不明	不明	48
13	卓上ボール盤	日立	1	建物所有者	不明	不明	49
14	水冷式エアコン	日立	1	建物所有者	不明	不明	50
15	パイプベンダー	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	51



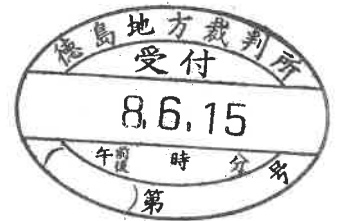
番号	名称	製造会社	個数	所有者	設置 時期	評価額	【写真】
16	コンプレッサー	東芝	1	建物所有者	不明	不明	52
17	コンプレッサー	日立	1	建物所有者	不明	不明	53
18	コンプレッサー	日立	1	建物所有者	不明	不明	54
19	水抜き機 (コンプレッサーに連動)	orion	1	建物所有者	不明	不明	55
20	昇降盤	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	56
21	A T O式焼却炉	エーテーオー株式会社	1	建物所有者	不明	不明	57
22	H I M A C焼却炉	ハイマック工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	57
23	集塵機 (建物固定式)	大気テクノ株式会社	1	建物所有者	不明	不明	58



令和8年（ケ）第12号

令和8年4月13日受理

令和8年6月15日提出



現況調査報告書

徳島地方裁判所

執行官 片山 隆雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- 1 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目
212番地、210番地、211番地1、211番地2

家屋 番号 212番

種 類 店舗

構 造 鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 486.71平方メートル
2階 189.00平方メートル
- 2 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目

地 番 210番

地 目 宅地

地 積 1502.44平方メートル
- 3 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目
210番地、211番地、212番地

家屋 番号 210番

種 類 工場

構 造 重量鉄骨造スレート葺平家建

床 面 積 351.87平方メートル
- 4 所 在 徳島県吉野川市川島町学字西出目

地 番 190番11

地 目 宅地

地 積 550.44平方メートル

機械等目録

番号	名称	製造会社	個数	所有者	設置 時期	評価額	【写真】
1	めんばり機 edge bauer	marunaka VD-804	1	建物所有者	不明	不明	37
2	NCルーターマシーン R X	弥栄鉄工株式会社	1	建物所有者	不明	不明	38
3	インバーターパネルソー (3300mm)	田中機械工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	39
4	インバーターパネルソー (2400mm)	田中機械工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	40
5	ノコギリ台	東海制作株式会社	1	建物所有者	不明	不明	41
6	ノコギリ台	東海制作株式会社	1	建物所有者	不明	不明	42
7	圧縮機 mercury	横井工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	43
8	自動プレナー	庄田鉄工株式会社	1	建物所有者	不明	不明	44
9	手押しカンナ板	有限会社南海鉄工所	1	建物所有者	不明	不明	45
10	ベルトサンダー	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	46
11	水平ボーリングマシーン	(不詳) 改造品	1	建物所有者	不明	不明	47
12	ロッキングマシーン	okayama fujiwara	1	建物所有者	不明	不明	48
13	卓上ボール盤	日立	1	建物所有者	不明	不明	49
14	水冷式エアコン	日立	1	建物所有者	不明	不明	50
15	パイプベンダー	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	51

番号	名称	製造会社	個数	所有者	設置 時期	評価額	【写真】
16	コンプレッサー	東芝	1	建物所有者	不明	不明	52
17	コンプレッサー	日立	1	建物所有者	不明	不明	53
18	コンプレッサー	日立	1	建物所有者	不明	不明	54
19	水抜き機 (コンプレッサーに連動)	orion	1	建物所有者	不明	不明	55
20	昇降盤	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	56
21	A T O 式焼却炉	エーテーオー株式会社	1	建物所有者	不明	不明	57
22	H I M A C 焼却炉	ハイマック工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	57
23	集塵機 (建物固定式)	大気テクノ株式会社	1	建物所有者	不明	不明	58

(土地・建物用)

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

(土地・建物用)

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

(占有關係用〈单独〉)

占有者及び占有権原			
占有範囲		■ 物件2土地の北西角部分（「土地建物位置関係図」、写真3参照）	
占有者		■ 日本郵便株式会社(鴨島郵便局担当)	
占有状況		☐ 敷地 ☒ 郵便ポスト用地	
		☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 倉庫 ☐	
■ 関係人 （ ■ A、占有者担当者の陳述 / ☐ の提示に係る資料 ）			
占有権原		■ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		■ 不明(少なくとも2007年10月1日以前から)	
最初の 契約等	契約日	■ 同上	
	期間	年 月 日 から ☒ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	令和 年 月 日 から 年 月 日まで (年間) ☐ 期間の定めなし	
契約等 当事者	貸主	■ 所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	■ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		■ 毎年 1,000 円 【支払時期】 ☐ 前払 ☐ 相殺	
敷金・保証金		■ ない ☐ ある (☐ 敷金 円) (☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☒ ない	
その他			
執行官の意見 ☐ 上記のとおり ☒ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり			
・ 上記占有者(日本郵便株式会社)の担当者によれば、本件郵便ポストは占有者が民営化された2007年以前から設置されていたが、契約書面はなく、賃料が年額1,000円ということのほかは特別な取決めはないとの説明である。 ・ また、同担当者によれば、本件物件の買受人の方から本件郵便ポストの撤去を求められた場合、移転先が見つかるまでは即時に移動できない場合があるのでご了承ください、との説明であった。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A(債務者兼所有者元代表者)	1 物件1～4では、家具製品の製造販売を業とする会社(債務者兼所有者)を営んでいましたが、現在は廃業し破産手続を進めています。破産手続は始まったばかりなので、機械や在庫商品が建物内に残っています。 2 本件の土地については、境界に関する紛争はありません。 本件の建物については、雨漏りがしているところや、床が抜けそうになっているところがあります。 3 なお、本件土地の南辺では、さらに南側の土地との境界から約1m北側へ控えた位置に擁壁とフェンスを設置しています(写真11)。これは、近隣土地の所有者や町内会からの要請があったからであり、その理由としては、西側隣接土地には台風などの際に水がよく溜まるので、その雨水を東方面にある川へ流すための水路用地を確保するためです。 4 ただし、上記の措置は町内会で話し合った上で、本来の境界とは異なる位置に、事実上、擁壁とフェンスを設置しているだけであって、それより南側の約1m幅の細長い土地が、物件4土地の一部であることには違いありません。また、同部分につき他人との間で貸借契約を締結しているわけではありません。
B(債務者兼所有者破産管財人)	1 当職は、本件債務者兼所有者の破産管財人を受命しています。本件土地建物は、現時点では財団放棄していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

【不動産の形状】(民事執行法57条1項)

- ・ 本件受命物件の形状は、添付した図面及び写真のとおりである。
- ・ その概要は、物件2、4土地(一体画地を形成)上に物件1、3建物が築造され、全体として家具の製造・販売を目的とした工場・店舗(ショールーム)等を形成している。
- ・ 上記2つの建物は内部で行き来ができるような構造となっている。
- ・ なお、法務局には物件2土地をその所在地とする「家屋番号210番の2」と称する建物登記が記録されているが、同建物は現存しないものと思料される。

【占有関係】(同条同項)

- ・ 物件2、4土地は、その全面が物件1、3建物の敷地とされ同建物所有者に占有されており、物件1、3建物は、その所有者によって占有されている。
- ・ なお、占有関係の詳細は(3～5枚目)に記載のとおりである。

【土地の範囲、境界】

- ・ 物件2、4土地につき、法務局には不動産登記法第14条第1項の地図が存在し、同地図には現地復元力がある。また、現況目視上もその範囲は比較的明瞭である。

【接道等】

- ・ 本件土地は、その北側が舗装県道に接面しており、接面付近での同道路の幅員は約4.8mである。
なお、本件土地は、都市計画法上の都市計画区域には位置していない。

【土地の状況】

- ・ 写真10に示す部分では、焼却炉によって焼却された燃え殻を廃棄するための穴が掘られている。Aによれば、同部分に廃棄したのはあくまで木材等に係るものであって、有害物質やいわゆるガラは埋めたことがないとの説明である。
- ・ 写真5に示す部分では、物件2土地の東側境界付近にU字溝(雨水溝)があり、東側隣接地(地番213番)に存する建物の雨どいから水が上記U字溝へ流れ込んでいる。Aによれば、隣地所有者との間では何らの契約関係はなく、上記状況を黙認しているとの説明である(「土地建物位置関係図」参照)。
- ・ 写真3に示す部分では、本件土地内に存する植木の枝の一部が、西側の隣接地(地番203番3)に越境している(「土地建物位置関係図」参照)。

【建物の状況】

- ・ 本件建物内には、家具類、在庫品、機械設備や什器備品、木材、集塵機のダクトなどがそのまま置かれた状態となっている。
- ・ 写真31に示す部分では、踏むと抜け落ちそうなくらい床に軋みが認められた。また、写真36に示す部分では、雨漏りによる影響と思料される天井材の剥がれが見られた。
- ・ 写真15に示す部分では、物件3建物の未登記附属建物(便所)部分が西方向へ傾いており、その影響で生じたと思料される隙間が認められる。
- ・ 写真16に示す部分(物件1建物1階)には、床下に井戸が存在する。平常時には、同井戸は、周りの床材と同一色による蓋で閉められた状態となっている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- ・ なお、物件3建物(主である建物)の2階の一部(「間取図」において水色で表示された部分)には、板張り壁で囲まれた未利用の空間が存在する。同空間には入口や窓はなく、外部からは完全に遮断されている。同空間は屋内における用途性に欠けるから床面積には算入されないものと思料される。

【工場抵当法の適用物件】

- ・ 本件不動産は業として家具類の製造若しくは加工を行っていたものであり、工場抵当法1条にいう「工場」に該当する。そして、本報告書(2-1枚目)～(2-2枚目)に記載のとおり本件物件内には機械等が置かれている。
- ・ 以上からすれば、上記機械等は同法2条の「工場の用に供する物」とされ、抵当権の効力が及び、本件売却の対象となる。(もっとも、上記機械については同法3条の「目録」は存在しない。)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月13日 (月) 9:15 — 9:25	当庁	吉野川市役所に対し図面、航空写真などの資料請求書面作成及び送付
令和8年4月23日 (木) 9:40 — 12:35	目的物件所在地(第1回目)	物件調査、聴取調査 (A立会)
令和8年5月7日 (木) 9:19 — 9:37	当庁(電話)	Bから聴取調査
令和8年5月14日 (木) 9:34 — 12:06	目的物件所在地(第2回目)	追加物件調査、追加聴取調査 (A立会)
令和8年5月14日 (木) 12:56 — 13:10	吉野川市役所	接道及び公法上の規制等の調査
令和8年5月18日 (月) 10:23 — 10:26	当庁(電話)	日本郵便株式会社(鴨島郵便局)から聴取調査
令和8年6月3日 (水) 16:40 — 16:50	当庁(執行官室)	Aから機械類に関する追加聴取調査
—		
—		
—		
—		
—		
(特記事項) なし		

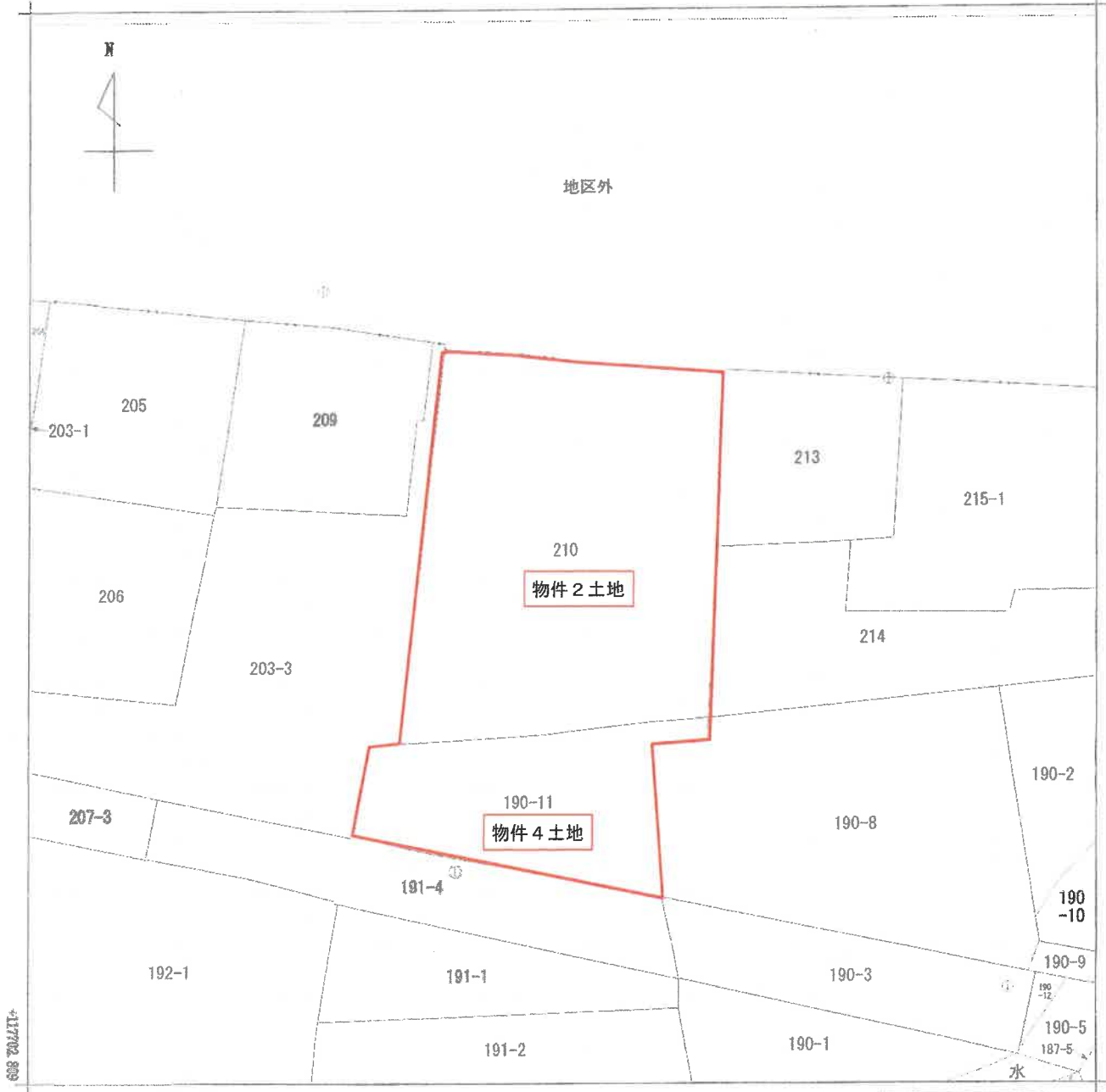
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

法第14条地図写し

※法務局備付の公図を約70%に縮小

イ 187-4

+117028.809



+71217.515 (座標値概算：図上測定)

地番区域見出
川島町字西出目

請求部	所在	吉野川市川島町字西出目				地番	210番			
出力	1/500	精度	甲三	座標系 番号又は 記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成 年月日					備付 年月日 (原図)			補記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月13日
徳島地方方法務局

請求番号：9-2
(1/1)

登記官

(10枚目)

公用

建物図面写し

※法務局備付の図面を約70%に縮小

建物図面

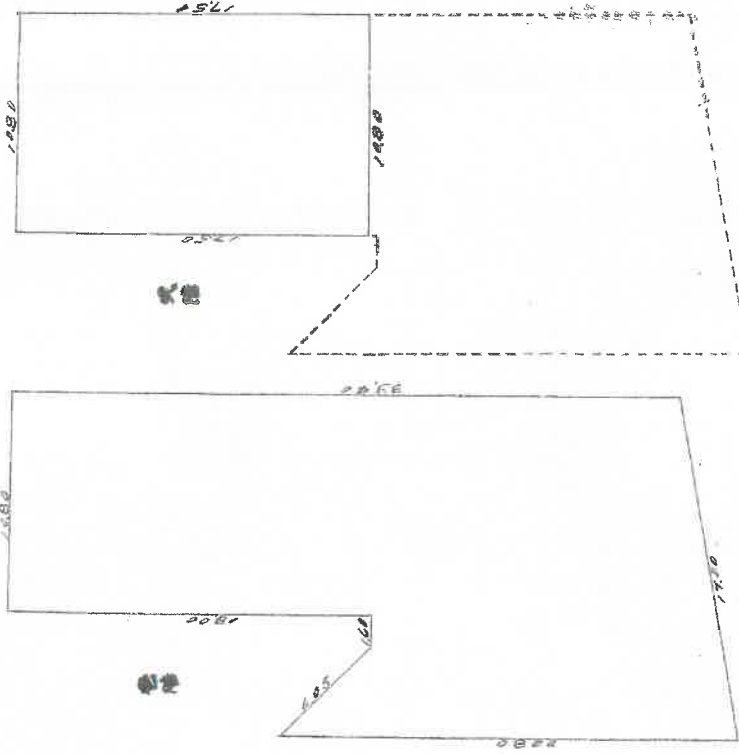
家屋番号

212

建物の所在
茨城県新井町大字学野初台212、211-2、211-1、210

各階平面図 2100712

物件1建物



物件1建物



面積表

4.30㎡	4.30㎡	7.245㎡
15.40㎡	15.40㎡	25.718㎡
3.10㎡	14.70㎡	25.805㎡
18.00㎡	14.80㎡	15.440㎡
		計 48.671㎡

面積表

17.50㎡	16.80㎡	18.360㎡
		計 48.671㎡

作製者

縮尺

1/250

申

縮尺

1/500

登記年月日：平成2年12月18日

これは図面に記載されている内容を証明した簿面である。
令和8年8月22日 徳島県法務局

登記証

登記年月日：平成24年12月18日

これは図面に記載されている内容に厳密に忠実なものであり、
令和8年5月31日 徳島地方裁判所

(12 枚目)

登記官

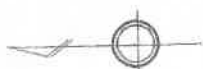
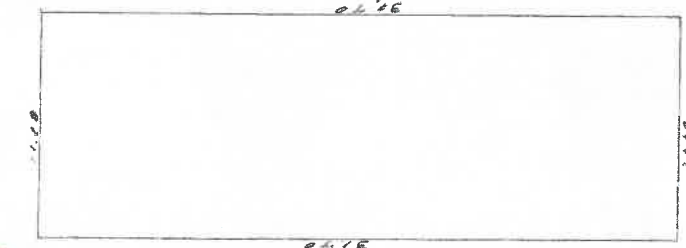
各 様 平 面 図 2100711

床 面 番 号 210

建 物 図 面

建物の所在
徳島県三好市吉野町大字家原210 211-1 212

物件3建物



物件3建物



31.70m
11.10m
35.1870m
35.1870m

昭和24年12月18日

作成者

縮尺 1/250

申

縮尺 1/500

建物図面写し

※法務局備付の図面を約70%に縮小

標記番号：6-2

土地建物位置関係図

一般住宅

現況幅員約4.8m 県道山川川島線

郵便ポスト

植込み

植樹

看板

②

(物件2土地)

看板

⑤

④

一般住宅

附属建物3-1
屋外トイレ
(未登記建物)

⑬

一般住宅

東側隣家の雨どいから雨水が
対象地内の雨水溝に放流されて
いる

1階店舗の床下に井戸あり

植樹の枝の一部
が越境

(物件3建物)

(物件1建物)

農地

雨水溝

農地

ネットフェンス
擁壁あり

集塵機

物置

焼却炉

燃え殻の廃棄場

ネットフェンス
擁壁あり

⑪

⑨

(物件4土地)

⑦

植樹

ネットフェンス+擁壁有り
(南側境界より約1m後退)

雨水の水路用地

JR徳島線の線路敷地



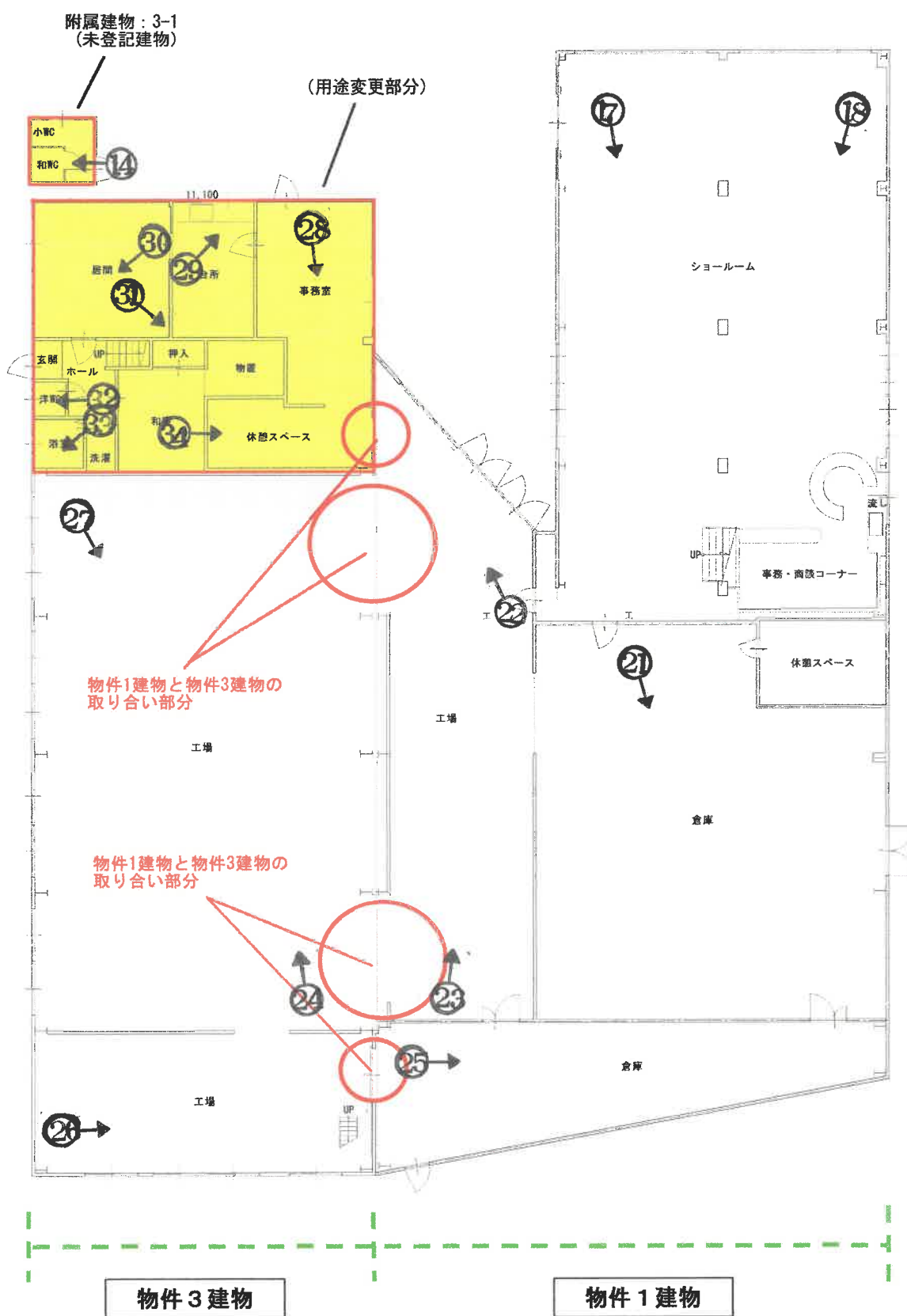
※土地建物の位置関係等を示した概略図であり実測図ではありません。

縮尺1 : 450

間取り図



1 階平面図



※概略図であり、現況と相違する場合がある。

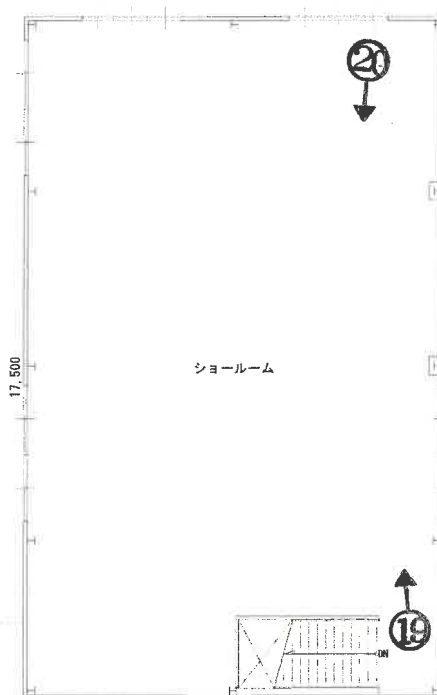
間取り図



2 階平面図



※板張りの壁によって
囲まれた未利用空間



物件 3 建物

物件 1 建物

※概略図であり、現況と相違する場合がある。

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15

傾いた影響で生じたと思われる隙間



16



17



18



19



20



(25 枚目)

21



22



23



24



(27 枚目)

25



26



(28 枚目)

27



28



(29 枚目)

29



30



(30 枚目)

31



32



(31 枚目)

33



34



(32 枚目)

35



36



(33 枚目)

37

(写真番号37～56については、図面上写真撮影方向を省略した)



38



(34 枚目)

39



40



(35 枚目)

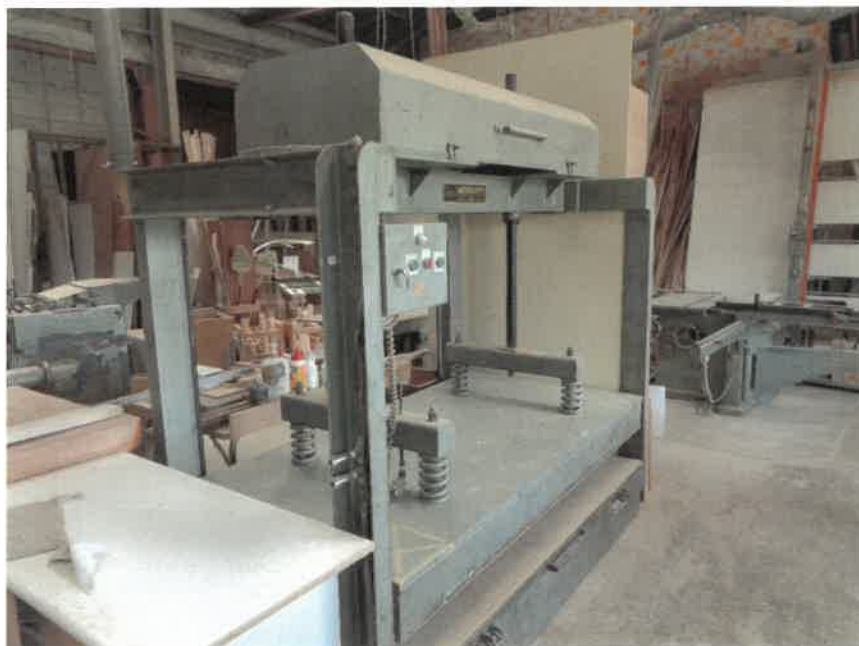
41



42



43



44



(37 枚目)

45

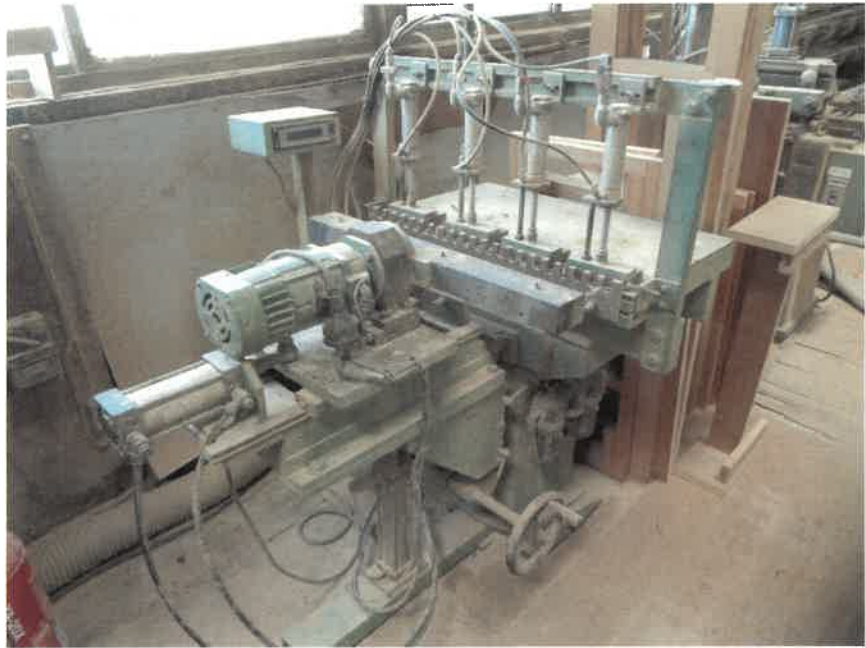


46



(38 枚目)

47



48



(39 枚目)

49



50



(40 枚目)

51



52



(41 枚目)

53



54



(42 枚目)

55



56



(43 枚目)

57

機械番号 21



機械番号 22

58



(44 枚目)

令和 8 年（ケ）第 12 号

令和 8 年 5 月 14 日 現地調査

令和 8 年 6 月 8 日 評価

徳島地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

相 澤 貴 之

第1 評価額

一括価格	
金 9,350,000 円	
内訳価格	
物件1(建物)	金 3,320,000 円
物件2(土地)	金 2,390,000 円
物件3(建物)	金 2,070,000 円
物件4(土地)	金 1,570,000 円
工場抵当法第2条に基づく「工場の用に供する物(機械等)」 ※別紙「機械等目録」参照	工場抵当法第2条に基づく「工場の用に供する物(機械等)」についてはそのほとんどが設置時期及び製造時期が不明であり残存耐用年数の把握が困難である。また、機械器具の動作確認ができないことから正常に作動するか否かは不明である。よって、工場抵当法第2条に基づく「工場の用に供する物(機械等)」については市場交換価値はないものと判断し、評価額は0円とした。

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2・4の内訳価格は物件1・3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件1・3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きを取らなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
1 建物	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	徳島県吉野川市川島町学字 西出目212番地、210番地、 211番地1、211番地2 212番 店舗 鉄骨造スレート葺2階建 1階 486.71㎡ 2階 189.00㎡ 延 675.71㎡	徳島県吉野川市川島町学字西 出目210番地 店舗・工場・倉庫
2 土地	所 在 地 番 地 目 地 積	徳島県吉野川市川島町学字 西出目 210番 宅地 1,502.44㎡	
3 建物 主である 建物	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	徳島県吉野川市川島町学字 西出目210番地、211番地、 212番地 210番 工場 重量鉄骨造スレート葺 平家建 351.87㎡	徳島県吉野川市川島町学字西 出目210番地 工場・事務所・居宅・物置 重量鉄骨造スレート葺2階建 1階 351.87㎡ 2階 約103.68㎡（概測） 延 約455.55㎡（概測）
3-1 附属建物	符 号 種 類 構 造 床 面 積	(未登記)	便所 軽量鉄骨造スレート葺平家建 約4.00㎡（概測）
4 土地	所 在 地 番 地 目 地 積	徳島県吉野川市川島町学字 西出目 190番11 宅地 550.44㎡	

番号	特 記 事 項
1～4	・ 物件2・4土地は一体画地を形成し、物件1・3建物の敷地として利用されている。 ・ 隣接する物件1・3建物は一部の壁面を除去して一体化しており内部で往来が可能となっている。 ・ 物件2土地を所在とした建物登記（家屋番号210番の2，種類：居宅、構造：木造瓦葺平家建、所有者：第三者の個人）が存するが、現存建物はなく、建物登記のみが残っている。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件2・4の一体画地)

位置・交通	J R徳島線「学」駅の西方・道路距離約1.4km 最寄バス停「鴨島営業所」の南西方・道路距離約6.5km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	付近は国道192号の南方背後に位置しており、一般住宅、事業所、工場等が混在し、農地等も多く見られる混在地域が形成されている。国道192号とJ R徳島線との間に広がる平坦地であり旧来から工業系立地が多い地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 - - - - -
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 街路との高低差 その他	2,052.88㎡ (登記面積を採用) 間口：約33m、奥行：約58m 不整形 概ね平坦 中間画地 概ね等高 ・東側隣接地213番(宅地)とは概ね等高だが、214番(畑地)、190番8(田地)よりも約1m～1.2m高い(対象地側に擁壁有り) ・西側隣接地203番3(一部宅地部分)及び209番(宅地)とは概ね等高だが、203番3(農地部分)よりも約0.5m～1m程度高い(対象地側に擁壁有り)
接面道路の状況	【北側】現況幅員約4.8m舗装県道：山川川島線	
土地の利用状況等	・物件2・4土地は物件1・3建物の敷地として利用されている。 ・敷地内の西寄り、物件3建物の南側に焼却炉2基が設置されており、焼却した木材・端材等の燃え殻を廃棄するための穴(廃棄場)が掘られている(特記事項参照) ・隣地の状況：北側：県道、一般住宅等 東側：一般住宅、農地 西側：一般住宅、農地 南側：J R徳島線の線路敷地 ・目的外建物： あり <u>なし</u> 「別添土地建物位置関係図参照」	

供給処理施設	上水道 あり (北側県道：150mm上水道管から引き込みあり) 都市ガス なし 下水道 なし
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	該当しない。
地下埋設物の有無	目的土地には既存の建物があるため、現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、具体的には専門業者による調査が必要である。
土壌汚染の有無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から目的土地に土壌汚染が存する可能性は低いと推定されるが、確定的には専門業者による調査が必要である。
ハザードマップ	徳島県水防・砂防情報マップ及び国土地理院「重ねるハザードマップ」等において公開されている防災情報によれば「洪水浸水想定区域」に該当する。
特記事項	- 敷地内の西寄り、物件3建物の南側に焼却炉2基が設置されており、木材の端材・廃材等を焼却していた。また、焼却後の燃え殻を廃棄するための穴（東西約3.5m、南北約4.2m、深さ約1m～1.3m程度）が掘られている。この穴の周囲には穴を掘ったことにより生じた土が盛土（高さ約1m程度）されている。所有者によれば廃棄処分していたのはあくまで木材等であり、有害物質その他廃棄物等は埋めていないとのこと。 - 南側敷地境界から約1m内側の位置に高さ約0.8m程度の擁壁とネットフェンスが設置されている。所有者によれば、敷地境界から当該擁壁及びネットフェンスを約1m程度後退させた理由は、近隣土地所有者や自治会からの要請で、雨水などを西方の学島川に流す水路用地として確保するためとのことである。 - 物件1建物の店舗部分の床下には井戸がある。通常は床と同系色の鉄板で覆われている。 - 物件2土地の東側境界付近に幅約0.2～0.3m程度のU字溝（雨水溝）があるが、東側隣接地（213番、所有者：第三者・個人）に存する建物の雨どいからの雨水が当該溝に放流されている。所有者によれば、契約関係等は存在せず現況は黙認しているとのこと。 - 植木の枝の一部が西側隣接地に越境している（複数箇所）。

2 建物の概況及び利用状況(物件1・3建物)

区 分	物件1建物 (家屋番号212番)
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : (新築) 昭和56年3月30日 (増築) 平成2年12月6日
	経 過 年 数 : 45 年(新築時より)
	経済的残存耐用年数 : ほぼ満了していると認められる。
仕 様	構 造 : 鉄骨造 屋 根 : スレート葺 外 壁 : 窯業系サイディング、金属系サイディング等 内 壁 : 石膏ボード下地+塗装仕上げ、板張り等 天井 : 仕上げ材なし(折板+鉄骨梁) 床 : 長尺ビニルシート張り、板張り等 設 備 : 電気・給排水等 その他 : -
床面積(現況)	概測により登記面積と概ね同じと認定した。(675.71㎡)
現 況 用 途 等	現況用途 : 店舗・工場・倉庫 間 取 り : 別添「間取り図」参照
品 等	やや劣る
保守管理の状態	普通程度
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
有害物質使用の有無	アスベスト含有建材(成形板等)が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。

特 記 事 項	・競売手続きにおいて建物に付随する各種付帯設備の動作確認ができないので、正常に作動するか否かは不明である。 ・室内には商品の家具類、在庫品、什器備品、木材等が多数存する。 ・物件3建物と接する外壁の一部は除去されており、物件3建物とは内部で往来が可能となっている。 ・建物全部事項証明書によれば、新築時期は昭和56年3月30日であるが、吉野川県土整備事務所総務担当によれば、昭和55年6月25日に既存建物（物件3建物）の増築扱いとして建築確認を取得しており、検査済証の交付履歴は見当たらない。また、平成2年の増築時の情報は記録がないとのこと。
----------------	--

区 分	物件3：主である建物（家屋番号210番）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：（新築） 昭和45年5月10日 （変更） 平成2年11月30日
	経 過 年 数 ： 56 年（新築時より）
	経済的残存耐用年数 ： ほぼ満了していると認められる。 ※特記事項参照
仕 様	構 造 ： 重量鉄骨造 屋 根 ： スレート葺 外 壁 ： 窯業系サイディング等 内 壁 ： 石膏ボード下地＋塗装仕上げ、板張り等 天井 ： 仕上げ材なし（折板＋鉄骨梁） 床 ： 長尺ビニルシート張り、板張り、コンクリート土間等 設 備 ： 電気・給排水衛生等 その他 ： 建物の外側に大型集塵機、屋内にダクトあり
床面積（現況）	現地計測による現況床面積の概算は以下のとおり。 ・現況面積：1階 351.87㎡（概ね登記と同じ） ：2階 103.68㎡（未登記増築部分2箇所） 北側居宅：52.78㎡、南側物置：50.90㎡ ：延べ455.55㎡
現 況 用 途 等	現況用途：工場・事務所・居宅・物置 間 取 り：別添「間取り図」参照
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
有害物質使用の有無	アスベスト含有建材（成形板等）が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。

特 記 事 項	・競売手続きにおいて建物に付随する各種付帯設備の動作確認ができないので、正常に作動するか否かは不明である。 ・登記上は「平家建・工場」であるが、所有者によれば平成2年頃に工場の一部を用途変更・増築している。1階部分は工場の一部を事務所及び居宅に用途変更している。2階部分は北側に居宅を、南側には資材等の物置が増築されている（間取り図参照）。 ・2階北側に増築された居宅及び階段の南側には板張り壁で囲まれた未利用の空間が存在する（間取り図面参照）。建物所有者によれば、当該空間に通じる出入口・窓等はなく完全に遮断された未利用空間であるとのこと。屋内的用途性が無い空間と判断し、当該部分は概算床面積には算入していない。 ・工場部分には機械設備、什器備品、木材等、集塵機のダクト等が存する。事務所・居宅部分には家具、備品、日用品等が多数見られる。 ・物件3建物の南側には大型の集塵機（高さ3m～4m程度）が設置されている。コンクリート基礎にアンカーボルトで固定されており土地に定着している。建物内部に存するダクトは建物内の間仕切り壁及び外壁を貫通して当該集塵機に接続されている。 ・物件1建物と接する外壁の一部は除去されており、物件1建物とは内部で往来が可能となっている。 ・建物閉鎖謄本によれば、物件3建物は、新築当時（昭和45年5月10日）は平成2年11月30日に取り壊された滅失済建物（登記簿上の用途：事務所）の附属建物：符号1であった。主である建物が取り壊されたことで、同日に附属建物から主である建物に変更登記されている。
----------------	--

区 分	物件 3-1 : 附属建物 (未登記建物)
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 : (新築) 平成2年頃
	経 過 年 数 : 36 年(新築時より)
	経済的残存耐用年数 : ほぼ満了していると認められる。 ※所有者によれば、物件1建物の増築時期(平成2年頃)に設置したとのこと。
仕 様	構 造 : 軽量鉄骨造 屋 根 : スレート葺 外 壁 : 窯業系サイディング等 内 壁 : 板張り等 天 井 : ビニールクロス等 床 : 磁器質タイル等 設 備 : 電気・衛生等 その他 : -
床面積(現況)	現地計測による現況床面積の概算は以下のとおり。 ・現況面積: 約4.00m ²
現 況 用 途 等	現況用途 : 便所 間 取 り : 別添「間取り図」参照
品 等	普通程度
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
有害物質使用の有無	アスベスト含有建材(成形板等)が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。
特 記 事 項	・競売手続きにおいて建物に付随する各種付帯設備の動作確認ができないので、正常に作動するか否かは不明である。 ・基礎部分を含め建物全体が西向きにやや傾いている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件2・4(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 格 別 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
2	8,690	0.97	1,502.44	0.9	11,398,000
4	8,690	0.97	550.44	0.9	4,176,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 吉野川(県)9-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $7,580\text{円}/\text{㎡} \times 99.7 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 87 = 8,690\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 概ね標準的である。(1.00)

◇ 地 域 格 差 :

街路条件 1.02	地域格差 (相乗積) 0.87
交通接近条件 1.00	
環境条件 0.85	
行政的条件 1.00	

イ 個 別 格 差 : 形状0.97、計0.97(相乗積)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件1・3(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税等の課税も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに建物の現況に基づいて判定した現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
1	130,000	675.71	0.05	4,392,000
3	170,000	455.55	0.03	2,323,000
未登記 3-1	200,000	4.00	0.03	24,000
物件3建物の価格(合計)				2,347,000

ウ 現価率: 建物の現況より以下のとおり査定した。

- ・ 物件1建物の現価率5%と判断した。
- ・ 物件3建物: 主である建物の現価率3%と判断した。
- ・ 附属建物3-1: (未登記)の現価率3%と判断した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地範囲割合 ウ	土地利用権等価格(円) ア×イ×ウ＝エ	
2	11,398,000	0.50	借地権	物件1建物 57.76%	【2-1】	3,292,000
		0.50	法定地上権	物件3建物 42.24%	【2-2】	2,407,000
	物件2土地より控除する土地利用権等価格(合計)					5,699,000
4	4,176,000	0.10	敷地占有利益	物件1建物 57.76%	【4-1】	241,000
		0.10	敷地占有利益	物件3建物 42.24%	【4-2】	176,000
	物件4土地より控除する土地利用権等価格(合計)					417,000
物件1建物に加算する土地利用権等価格(【2-1】＋【4-1】)						3,533,000
物件3建物に加算する土地利用権等価格(【2-2】＋【4-2】)						2,583,000

イ 土地利用権等割合

建物の規模、位置等を総合的に勘案して、物件1・3建物が有する土地利用権の及ぶ範囲を物件2・4土地全体と判定した。このうち、物件2土地から控除される土地利用権は、物件1建物については借地権(権利割合50%)、物件3建物については法定地上権(権利割合50%)と査定した。また、物件4土地から控除される土地利用権は、物件1建物及び物件3建物それぞれ敷地占有利益(権利割合10%)と査定した。

ウ 土地範囲割合

各建物が有する土地利用権の及ぶ範囲をそれぞれの1階床面積によって按分する。物件毎の土地範囲割合は右記のとおり。

物件No.	1階床面積	土地範囲割合
物件1建物	486.71㎡	57.76%
(主である建物)	351.87㎡	41.76%
(附属建物)	4.00㎡	0.47%
物件3建物	355.87㎡	42.24%
計	842.58㎡	100.00%

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) (2①エ)イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
2	11,398,000	-5,699,000		0.70	0.60	2,390,000
4	4,176,000	-417,000		0.70	0.60	1,570,000
1	4,392,000	+3,533,000	1.00	0.70	0.60	3,320,000
3	2,347,000	+2,583,000	1.00	0.70	0.60	2,070,000
一括価格(合計)						9,350,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：目的土地の一部は燃え殻廃棄目的の穴(廃棄場)が掘られ盛土もある等、原状回復が必要な箇所がある。目的建物は用途変更や未登記部分がある外、外壁の一部を除去して一体利用されている等、大幅に変更されている。また、内部には大量の残置物があり事業用不動産としての需要減退が認められる。よって、本件の価格形成要因を総合的に勘案して市場流通性を考慮した。

オ 競売市場修正：第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査価格（吉野川（県）9－1）

所 在：徳島県吉野川市川島町学字辻7番1
価 格：7,580 円／㎡
位 置：JR徳島線「学」駅の西方約250m（道路距離）
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：2,275㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：東側 6.0m市道
用 途 指 定 等：都市計画区域外
地 域 の 概 要：中小工場、農家住宅等が混在する工業地域

第7 附属資料

- 1 位置図（出典：国土地理院地図 電子国土WEB）
- 2 法第14条地図写し
- 3 建物図面及び各階平面図写し
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取り図

以 上

機械等目録

番号	名称	製造会社	個数	所有者	設置 時期	評価額	【写真】
1	めんばり機 edge bauder	marunaka VD-804	1	建物所有者	不明	不明	37
2	NCルーターマシン R X	弥栄鉄工株式会社	1	建物所有者	不明	不明	38
3	インバーターパネルソー (3300mm)	田中機械工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	39
4	インバーターパネルソー (2400mm)	田中機械工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	40
5	ノコギリ台	東海制作株式会社	1	建物所有者	不明	不明	41
6	ノコギリ台	東海制作株式会社	1	建物所有者	不明	不明	42
7	圧縮機 mercury	横井工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	43
8	自動プレナー	庄田鉄工株式会社	1	建物所有者	不明	不明	44
9	手押しカンナ板	有限会社南海鉄工所	1	建物所有者	不明	不明	45
10	ベルトサンダー	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	46
11	水平ボーリングマシン	(不詳) 改造品	1	建物所有者	不明	不明	47
12	ロッキングマシン	okayama fujiwara	1	建物所有者	不明	不明	48
13	卓上ボール盤	日立	1	建物所有者	不明	不明	49
14	水冷式エアコン	日立	1	建物所有者	不明	不明	50
15	パイプベンダー	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	51

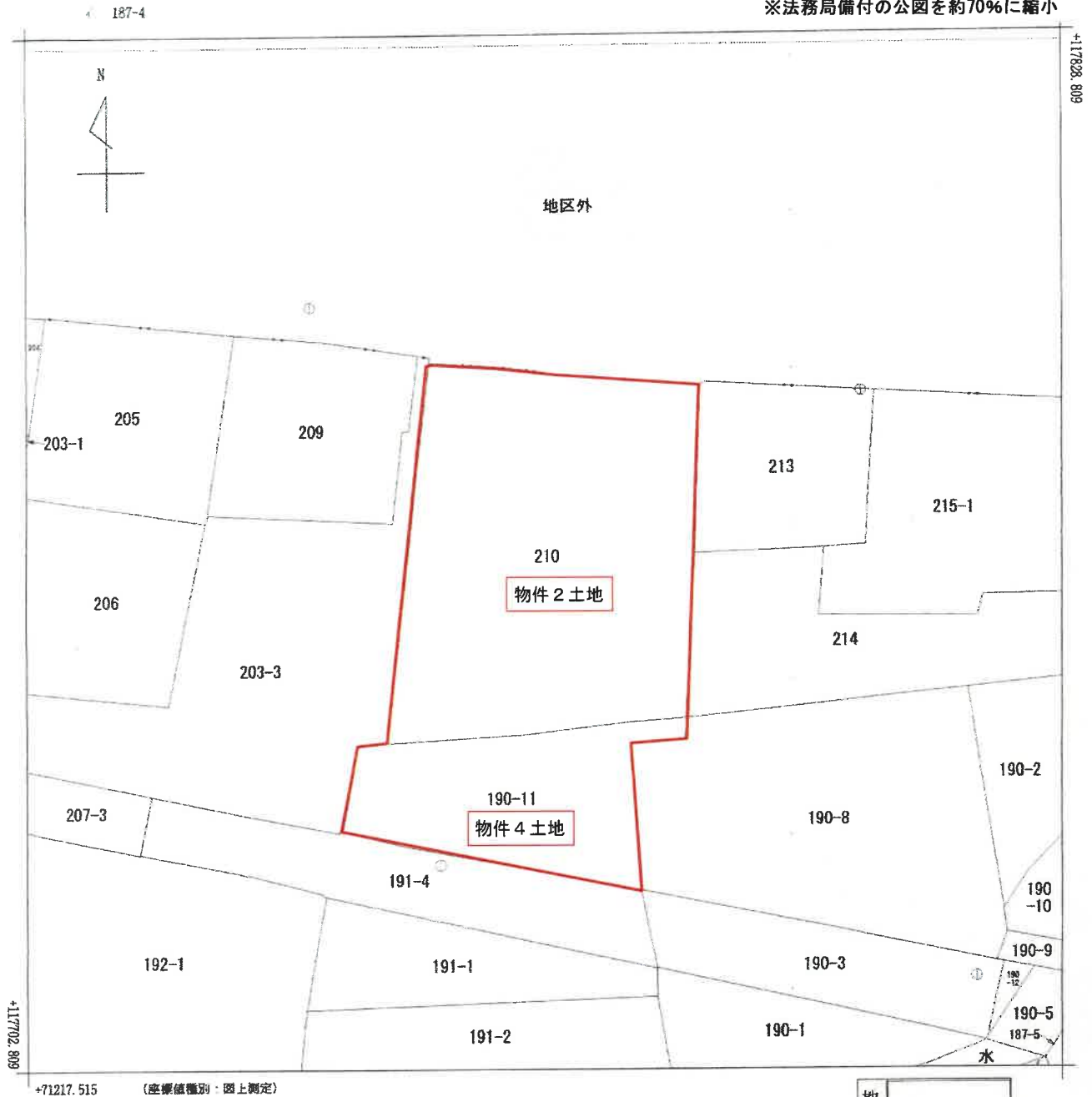
(2-1 枚目)

番号	名称	製造会社	個数	所有者	設置 時期	評価額	【写真】
16	コンプレッサー	東芝	1	建物所有者	不明	不明	52
17	コンプレッサー	日立	1	建物所有者	不明	不明	53
18	コンプレッサー	日立	1	建物所有者	不明	不明	54
19	水抜き機 (コンプレッサーに連動)	orion	1	建物所有者	不明	不明	55
20	昇降盤	(不詳)	1	建物所有者	不明	不明	56
21	A T O 式焼却炉	エーテーオー株式会社	1	建物所有者	不明	不明	57
22	H I M A C 焼却炉	ハイマック工業株式会社	1	建物所有者	不明	不明	57
23	集塵機 (建物固定式)	大気テクノ株式会社	1	建物所有者	不明	不明	58



法第14条地図写し

※法務局備付の公図を約70%に縮小



地番区域見出

川島町学
字西出目

請求部	所在	吉野川市川島町学字西出目				地番	210番			
出力	1/500	精度	甲三	座標系 番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年4月13日
徳島地方法務局

請求番号：9-2
(1/1)

登記官

公用

※法務局備付の図面を約70%に縮小

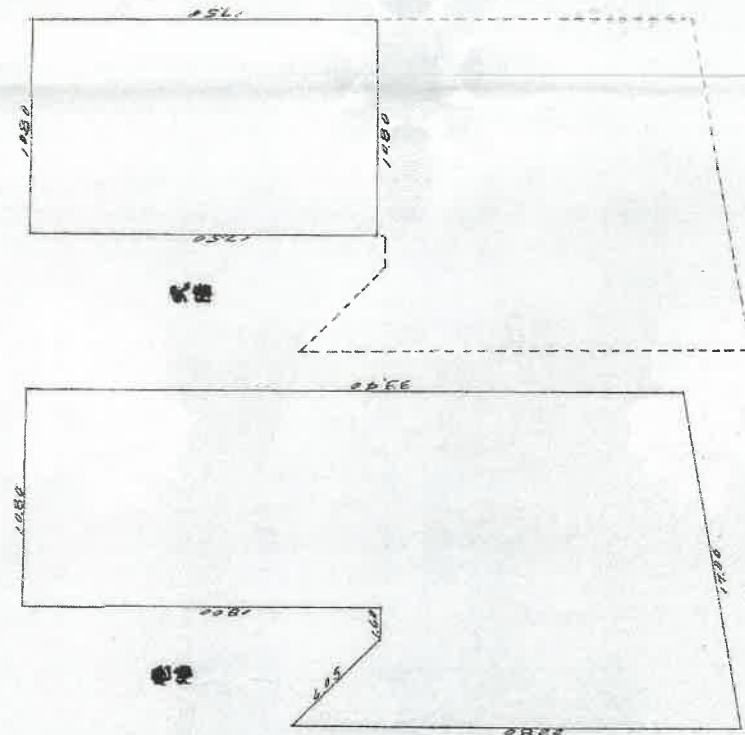
各階平面図 2100712

212

面
☒
物
建

建物の所在 森植郡 島崎大学 学西出 自 2/12 2/11-2 2/10

物件 1 建物



430 ^m	430 ^m	430 ^m	2265 ^m
1580 ^m	1670 ^m	257180 ^m	
310 ^m	1670 ^m	35885 ^m	
1800 ^m	1680 ^m	19480 ^m	
		486710 ^m	
		48671 ^m	

求積表

1750 m² x 1000 = 18500 m²
18500 m²

191-3

8-18

物件 1 建物

作者

03C
x
—
英尺

縮尺 $\frac{1}{500}$

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月3日 徳島地方方法務局

신뢰 품행

請求番号: 6-3

登記年月日：平成2年12月18日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年3月3日 徳島県方法務局

登記官

請求番号：6-2

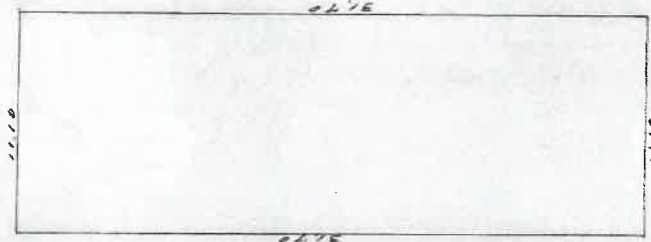
各階平面図 2100711

建物図面

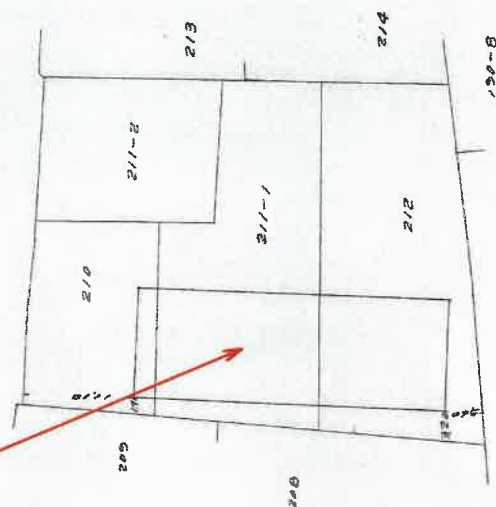
家屋番号 210

建物の所在 麻植郡川島町大字学芸田目210、211-1、212、
吉野州市川島町

物件3建物



物件3建物



31.70㎡
11.10㎡
351.870㎡
351.87㎡

建物図面写し

※法務局備付の図面を約70%に縮小

昭和2年12月18日

作製者

縮尺

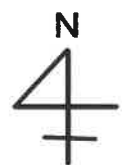
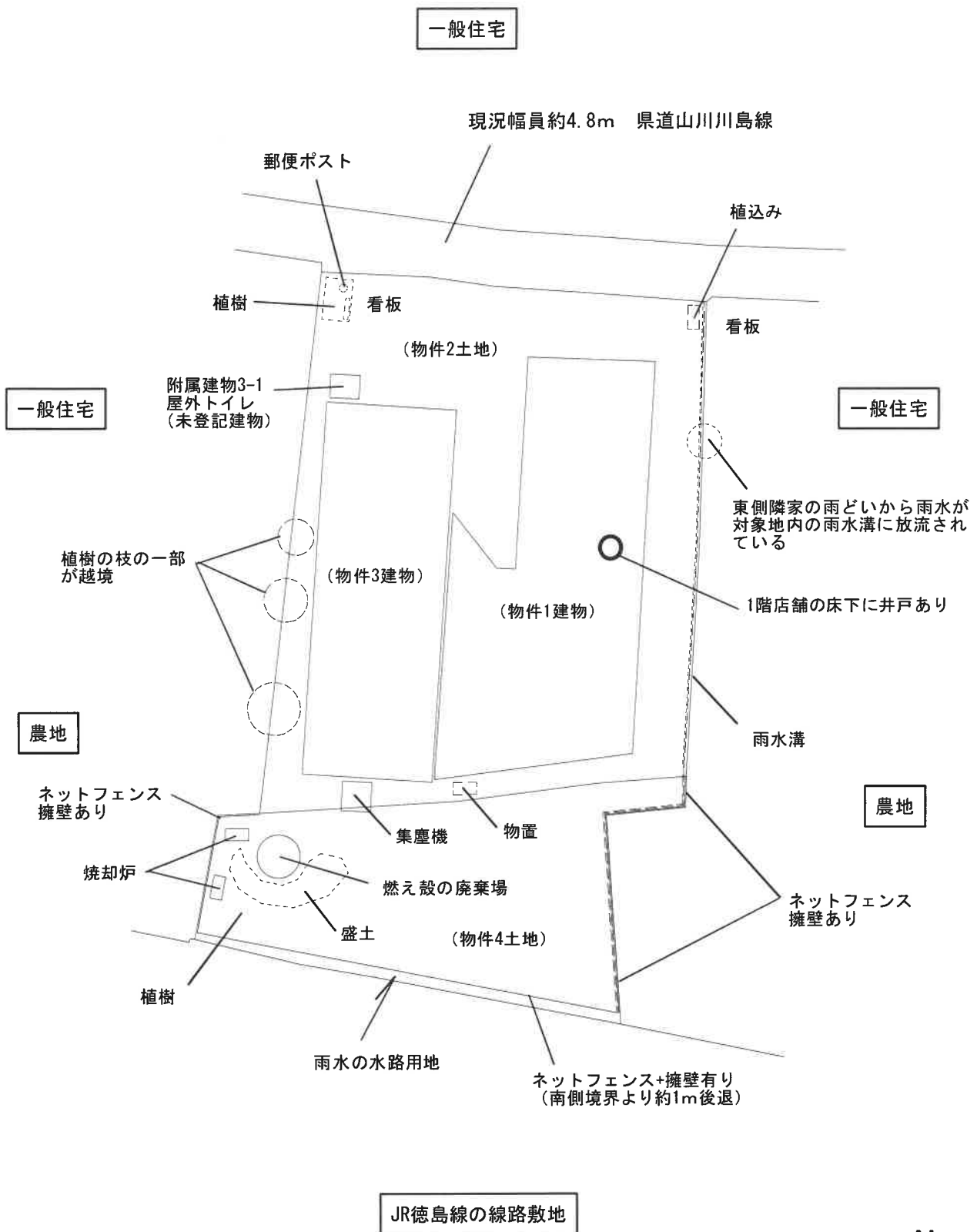
1/250

申

縮尺

1/500

土地建物位置関係図



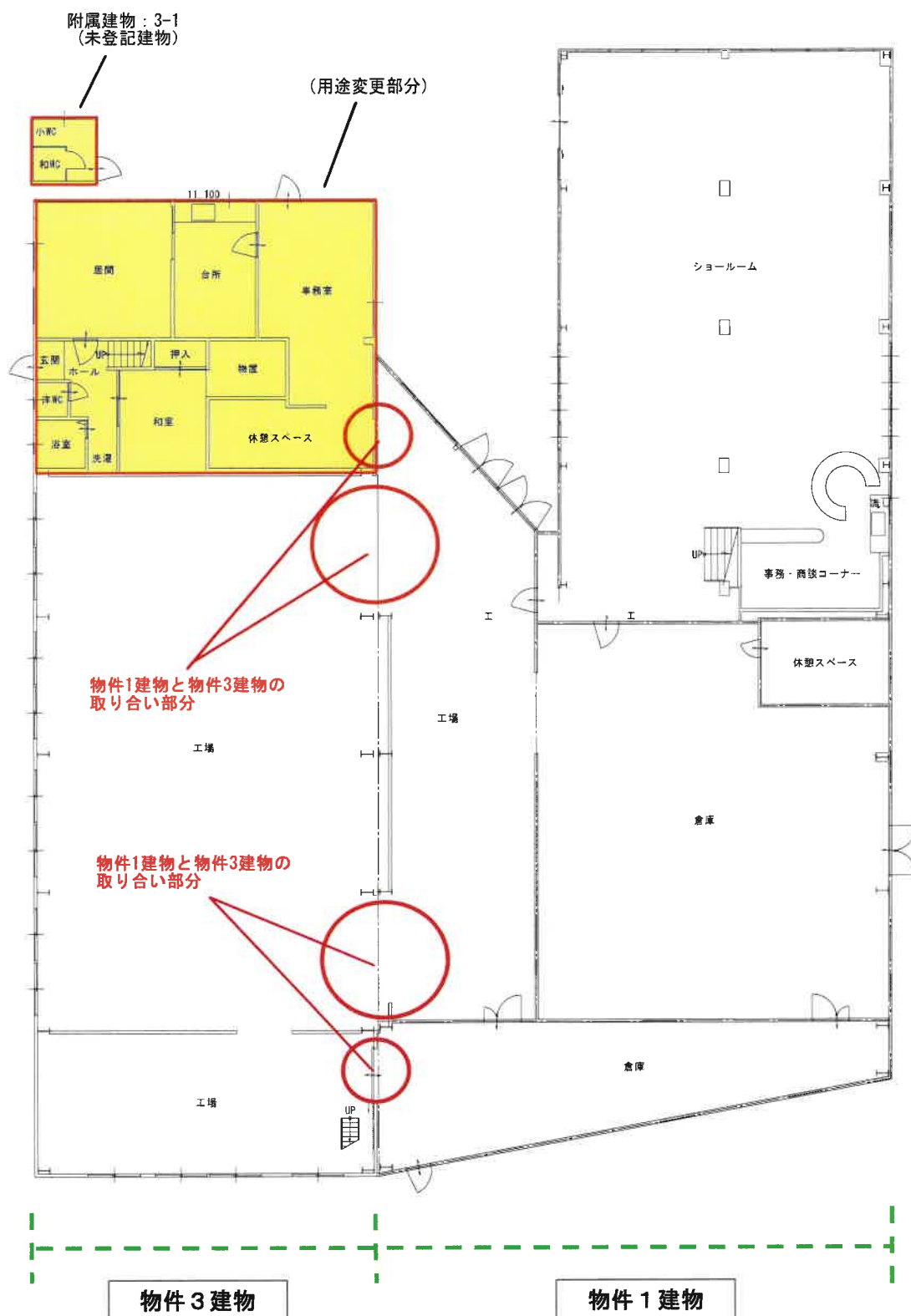
※土地建物の位置関係等を示した概略図であり実測図ではありません。

縮尺1 : 450

間取り図



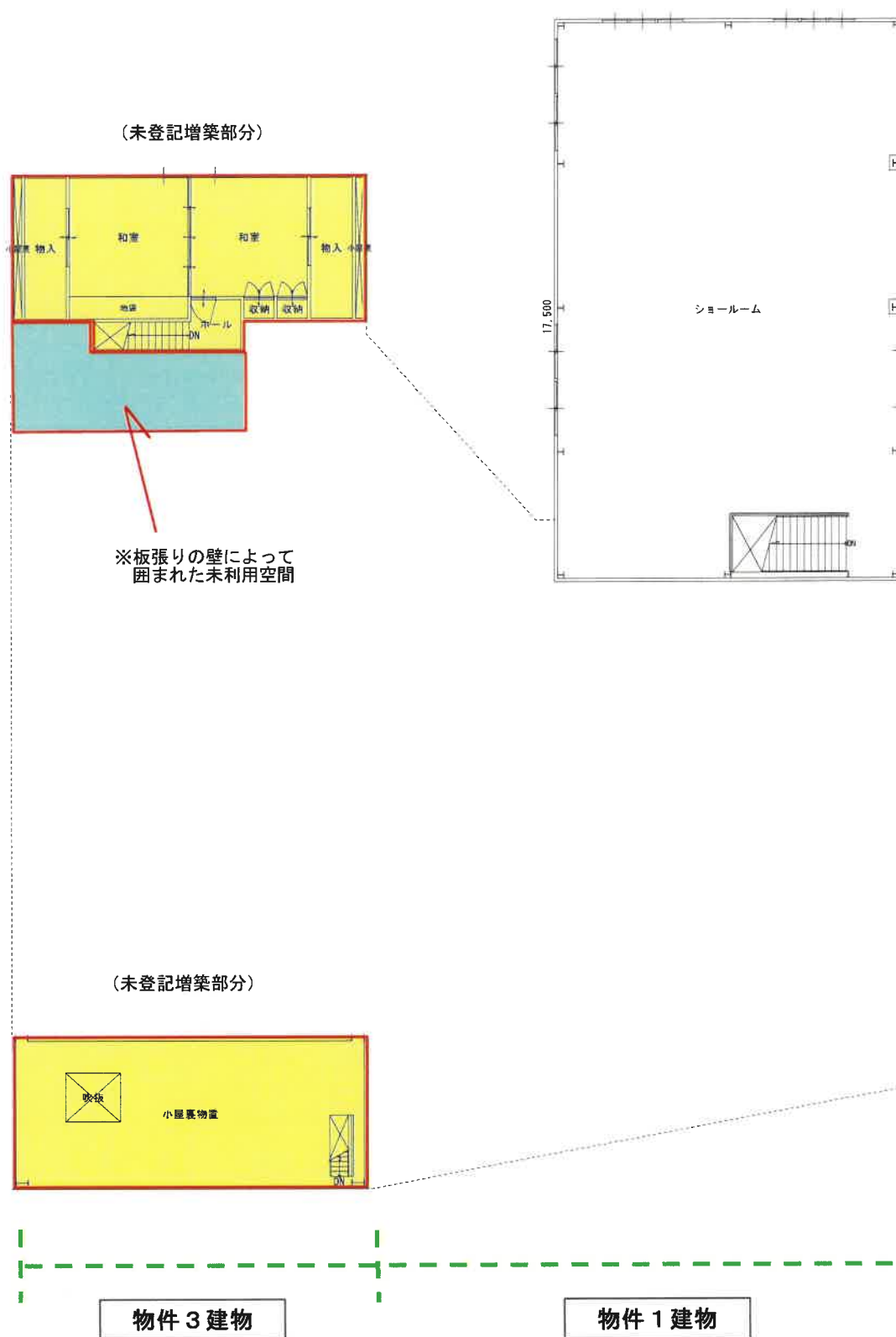
1 階平面図



※概略図であり、現況と相違する場合がある。



2階平面図



※概略図であり、現況と相違する場合がある。